

利用料金別表 (R 7. 3. 1 現在)

➤ 介護保険対象サービスに関する利用料金

(厚生労働大臣の定める介護報酬の告示額の 1 割となります。但し、一定以上の所得の方については、2 割もしくは 3 割となります。)

地域区分は「その他」で 1 単位あたりの単価は 10 円

基本サービス費 同一建物に居住しない場合 (月額料金)

区分	単位数	利用料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1 (月額料金)	12, 447 単位	124, 470 円	12, 447 円	24, 894 円	37, 341 円
要介護 2 (月額料金)	17, 415 単位	174, 150 円	17, 415 円	34, 830 円	52, 245 円
要介護 3 (月額料金)	24, 481 単位	244, 810 円	24, 481 円	48, 962 円	73, 443 円
要介護 4 (月額料金)	27, 766 単位	277, 660 円	27, 766 円	55, 532 円	83, 298 円
要介護 5 (月額料金)	31, 408 単位	314, 080 円	31, 408 円	62, 816 円	94, 224 円

基本サービス費 同一建物に居住する場合 (月額料金)

区分	単位数	利用料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1 (月額料金)	11, 214 単位	112, 140 円	11, 214 円	22, 428 円	33, 642 円
要介護 2 (月額料金)	15, 691 単位	156, 910 円	15, 691 円	31, 382 円	47, 073 円
要介護 3 (月額料金)	22, 057 単位	220, 570 円	22, 057 円	44, 114 円	66, 171 円
要介護 4 (月額料金)	25, 017 単位	250, 170 円	25, 017 円	50, 034 円	75, 051 円
要介護 5 (月額料金)	28, 298 単位	282, 980 円	28, 298 円	56, 596 円	84, 894 円

基本サービス費 短期利用居宅介護費 (日額料金)

区分	単位数	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1 (短期利用 1日につき)	571 単位	5,710 円	571 円	1,142 円	1,713 円
要介護 2 (短期利用 1 日につき)	638 単位	6,380 円	638 円	1,276 円	1,914 円
要介護 3 (短期利用 1 日につき)	706 単位	7,060 円	706 円	1,412 円	2,118 円
要介護 4 (短期利用 1 日につき)	773 単位	7,730 円	773 円	1,546 円	2,319 円
要介護 5 (短期利用 1 日につき)	839 単位	8,390 円	839 円	1,678 円	2,517 円

加算サービス

区分	単位数	費用	備 考	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算/1日に つき	30 単位	300 円	登録した日から起算して 30 日以 内の期間については1日につき加 算されます。30 日を超える入院を された後、再び利用を開始した場 合も同様です。	30 円	60 円	90 円
認知症加算 I /1 月につき	920 単位	9,200 円	1. 認知症介護実践リーダー研修 等修了者を認知症高齢者の日常 生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未 満の場合は 1 以上、20 人以上の場 合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 または端数を増すご とに 1 を加えて得た数以上配置 2. 認知症高齢者の日常生活自立 度Ⅲ以上の者に対して、専門的な 認知症ケアを実施した場合 3. 当該事業所の従業者に対して、 認知症ケアに関する留意事項の 伝達または技術的指導に係る会 議を定期的に開催 4. 認知症介護指導者研修修了者 を 1 人以上配置し、事業所全体の 認知症ケアの指導等を実施 5. 介護職員、看護職員ごとの認知	920 円	1,840 円	2,760 円

			症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定			
認知症加算Ⅱ/1月につき	890単位	8,900円	1. 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10または端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 2. 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 3. 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催	890円	1,780円	2,670円
認知症加算Ⅲ/1月につき	760単位	7,600円	日常生活に支障をきたす恐れのある症状・行動が求められることから、介護を必要とする認知症のご利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）	760円	1,520円	2,280円
認知症加算Ⅳ/1月につき	460単位	4,600円	要介護2に該当し、日常生活に支障をきたす恐れのある症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症のご利用者（認知症日常生活自立度Ⅱ）	460円	920円	1,380円
<u>短期利用対象</u> 認知症行動・心理症状緊急対応加算/1日につき	200単位	2,000円	短期利用居宅介護の場合（7日まで）医師が、認知症行動・心理症状が認められるため在宅で生活が困難で緊急に利用することを判断した場合（認知症加算（Ⅱ）の対象者）	200円	400円	600円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）/1回につき	20単位	200円	利用開始時および利用中6ヶ月ごとにご利用者の口腔の健康状態かつ栄養状態について確認を行い、その情報を担当ケアマネージャーへ提供。口腔状態の低下リスクがある場合、または低栄養状態の場合は、それら改善に必要な情報を含む。 （*栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算との併算定不可）	20円	40円	60円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）/1回につき	5単位	50円	利用開始時および利用中6ヶ月ごとにご利用者の口腔の健康状態または栄養状態について確認を行い、その情報を担当ケアマネージャーへ提供。口腔状態の低下リ	5円	10円	15円

			<p>スクがある場合、または低栄養状態の場合は、それら改善に必要な情報を含む。</p> <p>(*栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定して加算（I）を算定できない場合にのみ算定可）</p>			
口腔機能向上加算（I）/1回につき	150 単位	1,500 円	<p>1. 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1人以上配置</p> <p>2. ご利用者の口腔機能を開始時に把握し言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同してご利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成</p> <p>3. 指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員が口腔機能向上サービスを行うとともに口腔機能を定期的に記録</p> <p>4. 指導計画の進捗状況を定期的に評価 (3ヶ月以内、月2回を限度)</p>	150 円	300 円	450 円
口腔機能向上加算（II）/1回につき	160 単位	1,600 円	1. (I) の算定を満たしており 2. ご利用者ごとの口腔機能改善指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたり当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	160 円	320 円	480 円
栄養アセスメント加算/1月につき	50 単位	500 円	<p>1. 管理栄養士を1名以上配置</p> <p>2. ご利用者ごとに管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して栄養アセスメントを実施し、ご利用者又はご家族へその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応</p> <p>3. ご利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施にあたり当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施に必要な情報を活用</p> <p>(*口腔・栄養スクーリング加算（I）及び栄養改善加算との併加算は不可)</p>	50 円	100 円	150 円
栄養改善加算/ 月2回限度	200 単位	2,000 円	<p>1. 管理栄養士を1名以上配置</p> <p>2. ご利用者の栄養状態を開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同し</p>	200 円	400 円	600 円

			<p>てご利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成する</p> <p>3. 栄養ケア計画に従い、必要に応じてご利用者宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行うとともに、ご利用者の栄養状態を定期的に記録する</p> <p>4. 栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価する (3ヶ月以内、月2回を限度)</p>			
排せつ支援加算 (I) /1月につき	10 単位	100 円	<p>1. ご利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて医師又は医師と連携した看護師が利用時に評価するとともに、6ヶ月に1回以上、評価を行い、その結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施にあたり当該事情その他排せつ支援の適正かつ有効な実施に必要な情報を活用する</p> <p>2. 1の評価の結果、排せつに介護を要する利用者で、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について医師、看護師、ケアマネージャー等が共同して、当該利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施する</p> <p>3. 1の評価に基づき、3ヶ月に1回以上、ご利用者ごとに支援計画を見直す</p>	10 円	20 円	30 円
排せつ支援加算 (II) /1月につき	15 単位	150 円	<p>1. (I) を満たす</p> <p>2. (I) 1の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、利用時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又はオムツ使用ありから使用なしに改善していること</p>	15 円	30 円	45 円
排せつ支援加算 (III) /1月につき	20 単位	200 円	<p>1. (I) を満たす</p> <p>2. (I) 1の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、利用時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。かつ、オムツ使用ありから使用なしに改善していること</p>	20 円	40 円	60 円

			と			
若年性認知症利用者受入加算/1月につき	800 単位	8,000 円	若年性認知症の方を受け入れた場合の加算。ただし認知症加算を算定している場合は算定しない	800 円	1,600 円	2,400 円
遠隔死亡診断補助加算	150 単位	1,500 円	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号 C001 の注 8(医科診療報酬点数表の区分番号 C001-2 の注 6 の規定により準用する場合(特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている有料老人ホームその他これに準ずる施設が算定する場合を除く)を含む)に規定する死亡診断加算を算定する利用者(別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る)について、その他主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア加算/死亡月	2,500 単位	25,00 0 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合 (ご利用者の同意が必要)	2,500 円	5,000 円	7,500 円
退院時共同指導加算/1回につき	600 単位	6,000 円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中のご利用者が、退院又は退所するにあたり共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後初回の訪問看護を行った場合	600 円	1,200 円	1,800 円
緊急時対応加算/1月につき	774 単位	7,740 円	ご利用者の同意を得て、ご利用者またはそのご家族等に対して当該基準により 24 時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問および計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合	774 円	1,548 円	2,322 円
特別管理加算(I)/1月につき	500 単位	5,000 円	特別な管理を必要とするご利用者に対して計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて算定	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算(II)/1月につき	250 単位	2,500 円	特別な管理を必要とするご利用者に対して計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて算定	250 円	500 円	750 円

専門管理加算	250 単位	2,500 円	<p>緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケアおよび人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っているご利用者 ・真皮を超える褥瘡の状態にあるご利用者 ・人工肛門または人工膀胱を造設している者で管理が困難なご利用者 <p>特定行為研修を修了した看護師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬における手順書加算を算定するご利用者 <p>※対象の特定行為：気管カニューレの交換、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換、膀胱ろうカテーテルの交換、褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去、創傷に対する陰圧閉鎖療法、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正</p>	250 円	500 円	750 円
看護体制強化加算（Ⅰ）/1月につき	3,000 単位	30,00 0 円	ご利用者の重症化を踏まえた看護体制をとっている場合の加算	3,000 円	6,000 円	9,000 円
看護体制強化加算（Ⅱ）/1月につき	2,500 単位	25,00 0 円	ご利用者重症化を踏まえた看護体制をとっている場合の加算	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問体制強化加算/1月につき	1,000 単位	10,00 0 円	自宅における生活を維持するための訪問介護サービス体制を強化した場合	1,000 円	2,000 円	3,000 円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）/1月につき	3 単位	30 円	<p>1. ご利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、利用時に評価するとともに、3ヶ月に1回、評価を行い結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施にあたり当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施に必要な情報を活用する</p> <p>2. 1の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされたご利用者ごとに医師、看護師、介護職員、管理栄養士、ケアマネージャーその他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成する</p>	3 円	6 円	9 円

			3. ご利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容やご利用者の状態を定期的に記録している 4. 1 の評価に基づき少なくとも 3ヶ月に 1 回以上、ご利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直している			
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)/1月につき	13 単位	130 円	1. (I)を満たしている 2. (I) 1 の評価の結果、利用時に褥瘡が発生するリスクがあるとされたご利用者について褥瘡の発生のないこと	13 円	26 円	39 円
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)/1月につき	1,200 単位	12,000 0 円	1. 個別サービス計画について、ご利用者の心身の状況やご家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っている 2. ご利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、ご利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している 3. 地域の病院、診療所、介護老人保健施設に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っている 4. 日常的にご利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している 5. 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している 6. 以下のうち、要件を事業所ごとの特性に応じて 1 つ以上実施 ・地域住民等との連携により地域資源を効果的に活用し、ご利用者の状態に応じた支援を行っている ・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっている ・地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施し	1,200 円	2,400 円	3,600 円

			ている ・市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している			
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)/1月につき	800 単位	8,000 円	1. 個別サービス計画について、ご利用者の心身の状況やご家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、隨時適切に見直しを行っている 2. ご利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、ご利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している 3. 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っている	800 円	1,600 円	2,400 円
科学的介護推進体制加算/1月につき	40 単位	400 円	ご利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出 必要に応じて介護計画を見直すなど、サービス提供にあたり上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する	40 円	80 円	120 円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)/1月につき	100 単位	1,000 円	1. (Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認 2. 見守り機器等のテクノロジーを複数導入している 3. 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っている 4. 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行う	100 円	200 円	300 円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)/1月につき	10 単位	100 円	1. ご利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている	10 円	20 円	30 円

			2. 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している 3. 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行う			
<u>短期利用対象</u> 生産性向上推進体制加算（I） /1月につき	100 単位	1,000 円	1. (II) の要件を満たし、(II) のデータにより業務改善の取組による成果が確認 2. 見守り機器等のテクノロジーを複数導入している 3. 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っている 4. 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行う	100 円	200 円	300 円
<u>短期利用対象</u> 生産性向上推進体制加算（II） /1月につき	10 単位	100 円	1. ご利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている 2. 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している 3. 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行う	10 円	20 円	30 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ/1月につき	750 単位	7,500 円	1. 従事者ごとに研修計画の作成と実施 2. ご利用者の情報または従事者の技術指導を目的の定期的な会議が実施されていること 3. 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が25%配置されていること	750 円	1,500 円	2,250 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ/1月につき	640 単位	6,400 円	上記、1・2を満たしていること 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が50%以上配置されていること	640 円	1,280 円	1,920 円
サービス提供体制強化加算Ⅲ/1月につき	350 単位	3,500 円	上記、1・2を満たしていること 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が40%以上配置されていること。又は、従業者総数のうち常勤職員が60%以上配置さ	350 円	700 円	1,050 円

			れていますこと。又は、従業者総数のうち勤続 7 年以上の者が 30% 以上配置されていること。			
<u>短期利用対象</u> サービス提供体制強化加算 I /1 日につき	25 単位	250 円	1. 従事者ごとに研修計画の作成と実施 2. ご利用者の情報または従事者の技術指導を目的の定期的な会議が実施されていること 3. 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が 70% 以上、又は勤続 10 年以上の介護福祉士が 25% 配置されていること	25 円	50 円	75 円
<u>短期利用対象</u> サービス提供体制強化加算 II /1 日につき	21 単位	210 円	上記、1・2 を満たしていること 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が 50% 以上配置されていること	21 円	42 円	63 円
<u>短期利用対象</u> サービス提供体制強化加算 III /1 日につき	12 単位	120 円	上記、1・2 を満たしていること 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が 40% 以上配置されていること。又は、従業者総数のうち常勤職員が 60% 以上配置されていること。又は、従業者総数のうち勤続 7 年以上の者が 30% 以上配置されていること。	12 円	24 円	36 円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。

※どの加算を提供するかについては個別に説明させて頂きます。

介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数に 14.9% を乗じた単位数
-------------------	----------------------

※所定単位数・・・1 ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算・・・介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められている加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算・・・2019 年 10 月から消費税引上げに伴い処遇改善のための特定処遇改善交付金が新設されました。

※介護職員等ベースアップ等支援加算・・・2022 年 10 月から介護職員等の処遇を改善するために新設された加算です。

※介護職員等処遇改善加算・・・デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき賃上げ効果が継続される取り組みです。

介護保険適用料金の自己負担額

※1 ヶ月に利用されたサービスの単価数の合計（処遇改善加算等を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。1 ヶ月の単位数の合計に地域区分単価（10 円）を乗じて計算するため、サービス毎に自己負担額を足した金額とは、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額と差額が生じることがあります。

減算（上記以外に一定の要件が満たされた場合、下記料金を減算します。）

区分	要介護度	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護体制減算 算定日の前3ヶ月間において、当該事業所における利用者総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が30%未満、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合30%未満、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が5%未満のすべてに該当する場合/1月につき	要介護1・2・3	925 単位	925円	1,850円	2,775円
	要介護4	1,850 単位	1,850円	3,700円	5,550円
	要介護5	2,914 単位	2,914円	5,828円	8,742円
末期の悪性腫瘍やその他“別に厚生労働大臣が定める疾病等”で主治医より医療の訪問看護を行う必要がある指示がある場合/1月につき	要介護1・2・3	925 単位	925円	1,850円	2,775円
	要介護4	1,850 単位	1,850円	3,700円	5,550円
	要介護5	2,914 単位	2,914円	5,828円	8,742円
主治医よりご利用者の健康状態が急性増悪などにより一時的に頻回の訪問看護を行う必要である旨の特別の指示がある場合/1日につき (最大14日を上限とする当該指示の日数)	要介護1・2・3	30 単位	30円	60円	90円
	要介護4	60 単位	60円	120円	180円
	要介護5	95 単位	95円	190円	285円

➤ 介護保険対象外サービスに関する利用料金

◇ 朝食代 470円 昼食代 590円 夕食代 590円

※食事負担限度額認定の対象外です。

特別な食事

要した費用は一般の食事に対する追加的費用の実費をいただきます。

◇ レクリエーション・クラブ活動料金

要した費用の実費

◇ 複写物の交付

1枚につき 10 円

◇ 送迎料金（居宅介護の送迎・訪問サービス等）

(単位：円)

距離 (km以下)	大淀町内	5 km	10 km	15 km	20 km
金額	無料	150	300	450	600

(20 kmを超えた場合は、5 km毎に 150 円加算)

◇ おむつ代

おむつ代	リハビリパンツ	パット
1枚 100 円	1枚 100 円	1枚 50 円

◇ 宿泊代

宿泊代に要する費用 1泊 5,000 円

※但し、特別室を利用の場合は 1泊 6,000 円とする。

◇ 理容・美容サービス

(単位：円)

	カット・ブロー	パーマ	毛染め
涌本理髪店	1,500	4,000 (カット・ブロー付)	3,000 (シャンプー・ブロー付)
さんばつ屋さだ	1,650	4,300 (シャンプー・ブロー付)	3,300 (シャンプー・ブロー付)
ハートクリップ [®]	2,200	4,000 (シャンプー・ブロー付)	4,000 (シャンプー・ブロー付)
ビューティサロンホープ [®]	2,200	3,000 (カット・ブロー付)	3,000 (シャンプー・ブロー付)
	洗髪	ヘアーマニュキア	顔剃り
涌本理髪店	500	3,000 (シャンプー・ブロー付)	500
さんばつ屋さだ	500	3,300 (シャンプー・ブロー付)	500
ハートクリップ [®]	600		600
ビューティサロンホープ [®]	500		

◇ 口腔ケアタオル

1日あたり 10 円

◇ 私物の洗濯代

要した費用の実費

◇ 日常生活上の必要となる諸費用

歯ブラシ	歯みがき粉	ポリデント(108錠)	ストロー(100本)
100	280	1,000	120
ティッシュ	うがい薬	サージカルマスク	
110	実費	400	

◇ 電気器具にかかる電気料金

要した費用の実費

※費用内訳は別紙「使用許可願」の通り